

鹿児島県テニス協会会員のすべての皆さんへ

全国のテニス愛好者のすべての皆さんへ

## 大混乱に陥っている県テニス協会執行部（第三回）

- ① 不正を指摘した人を除名にする等とんでもない事をしてしまった協会執行部
- ② 協会に366万9726円の損害を与えたI氏を長期間に渡って擁護してきた協会執行部

### A 新たな重大問題の発生

県テニス協会前会長本坊輝雄氏（現南さつま市長）の子供へのパワハラ

### B 県テニス協会の嘘と隠蔽の証拠（一部）

鹿児島県テニス協会の会長、理事長、他の責任者を問う会（略称、責任を問う会）最勝寺 和夫

### A 新たな重大問題の発生

県テニス協会前会長本坊輝雄氏（現南さつま市長）の子供へのパワハラ

#### 1、事実は次の通りである。

期日、場所      2020年4月29日・水曜日      南九州市 川辺町 中山田 1888

記述者              一鹿児島県民

前もって知人に紹介していただき、13時～16時使用許可。

13時にスタートした子供テニス(全国大会を目指した子供達が練習を行いたいという希望で) しかし、13時30分ほどに来た男性が、「何してるんだ、出ていけ！」と、威圧！

「テニスを止めろということですか」と私が尋ねると、うなずき「出ていけ！」と再度威圧！

「私達は許可をとっています」と言っても無視！ コートの中に入って来て草むしり等の作業を始めた。

私は知人に確認をし、更に知人は、コートオーナーに確認。私達に使用して下さい、と連絡がありその男性グループは本日使用予定はありません、とのことでした。

「ずいぶん酷い人達だなあ」と子供の一人は私に言った。いやいや酷いのはあの男性だよ、と言ったのを昨日のように覚えています。その男性に近づきよく見ると、何と！南さつま市の市長のようで、市長ですか、

と尋ねると(無言で)そそくさとコートから離れ、後から知りましたが身分が明らかになり、まずさを感じ帰って行ったということでした。

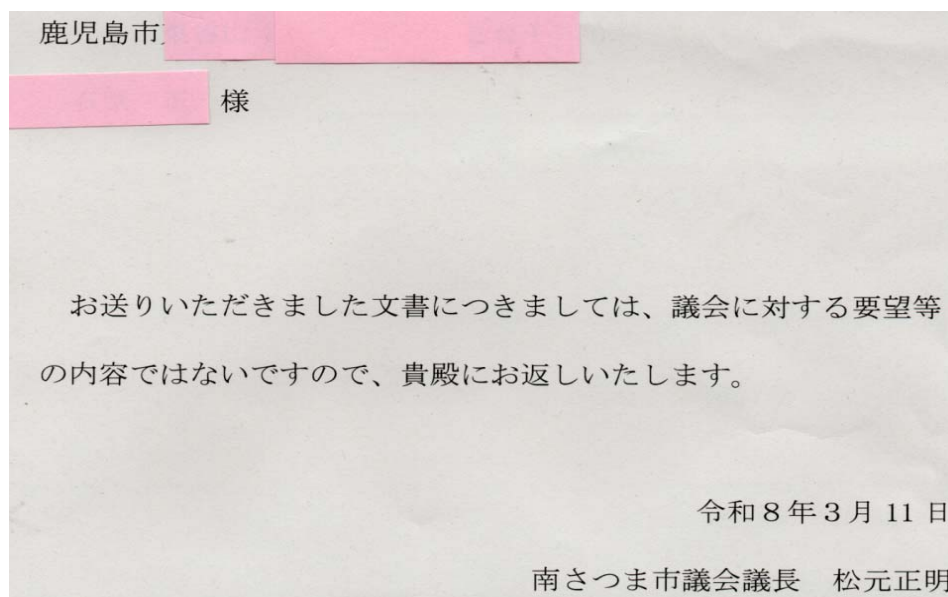
そのグループの一人から「あの人は南さつま市の市長なんです。今回のことは内密にしてもらえないか」という言葉を投げ掛けられ、困惑したことを覚えています。

今回のことで13時-14時に行う子供達は時間制限がありそのまま帰らなければならないという、とてもとても理不尽な状況に追い込まれたことを今でも心傷む悲しい出来事として記憶しています。

弱き者を立場や権力でねじ伏せようとするそのような人が地方自治体のトップにいるということが、世の腐敗を感じさせる。況してや鹿児島県テニス協会の会長と知り、私はこのような人になってほしくない、なるべきではないと強く皆に訴えたい。

## 2、この問題のその後の経過

- ① 令和8年2月25日、一県民のRさん(仮名)は、解決してほしいと、南さつま市議会議長、全議員や教育長など宛に、「上の事実」を郵送している。
- ② ところが、令和8年3月11日、次の連絡が、南さつま議長からRさんに来ている。全議員や教育長など配付用のA4の1枚の計17枚すべてが返却されてきた。



## 3、子供へのパワハラ(いじめでもある)の件についての問題点と解決への提案

- ① この子供へのパワハラ(いじめ)は、南さつま市の名誉を傷つけている。議会として本坊市長(パワハラ発生時県テニス協会の顧問)に確認をして、どう解決するか、が問われている大きな問題である。
- ② Rさんの送付内容は、「解決してほしい」の意味が籠められており広い意味で「要望」と考えられる。議長の「要望」ではない、としての返却は、結果として臭い者には蓋をすることになる。権力者擁護になる。

- ③ この問題は「子供へのパワハラ（いじめ）」である。南さつま市教育長は、自らの職務権限の重大な問題であり、議長の返却の行為に追随することはよくない。

(1) (南さつま市) いじめの撲滅に向けて (ネットで閲覧可)

更新日：2020年1月20日 14:08

「いじめは、絶対に許されることではありません。」

「子どもが自らの命を絶つということは、いかなる理由があろうともあってはなりません。」

南さつま市教育委員会では、学校と一体となり、いじめの撲滅に向けて、真剣に取り組んでいます。

いじめは、学校や家庭、地域社会が連携を図り、「いじめはどこにでもある」という危機意識を持って、その早期発見、早期指導に努めていかなければなりません。

(2) 「いじめ防止対策推進法」第3条

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

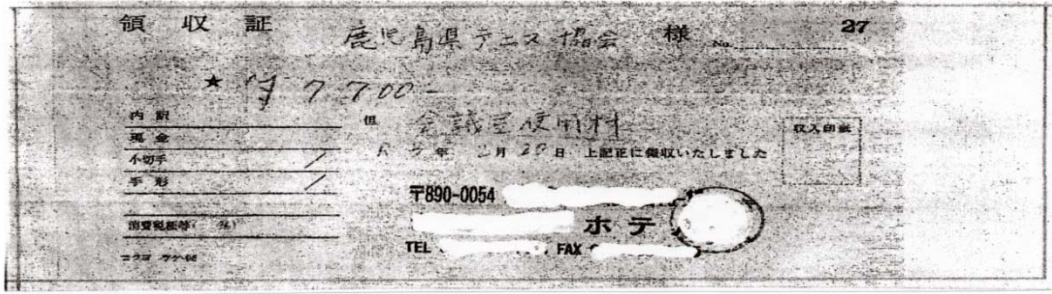
- 4、子供へのパワハラ（虐め）問題について、南さつま市議会、市教育長は、市長への付度は市民を裏切ることになり、未解決のまま放置することは出来ない。
- 5、この、一県民の訴えの文は、「悲しい記憶」として、県テニス協会は、既に知らされている。にも関わらず、県テニス協会執行部は、放置してきた。今後も、放置することは、出来ない。

## B 県テニス協会の嘘と隠蔽の証拠（一部）

### I 前高校委員長、I氏の領収書偽造の証拠

額は、7700円、会議室使用料、令和3年2月28日、と読みとれる。但の次に会議室使用料とある。このビジネスホテルには会議室は無い。実際は、宿泊費であったが、会議室使用料と書き換え

られている。領収書偽造は、有印私文書変造罪（刑法 159 条 2 項）に当たると考えられる。



## II 前高校委員長、I 氏の会計報告書偽造の証拠

1、次の 2018 年 1 月 10 日の報告について

この〇〇〇〇ホテルには会議室は無い。しかし、**I 氏** は、大会準備委員会とし会議室利用を偽装していた。計 14,000 円を架空計上していた。実際は、宿泊費用（2 名分、O 氏、I 氏）であろう。

役員謝金 専門委員大会準備会(〇〇〇〇ホテル和室) 2018 (H30)12.10(月)

	氏名	所属名	謝金	交通費	宿泊費	合計	受領印
1	O (仮名)	高校	2,000	1,000		3,000	
2	P (〃)	高校	2,000			2,000	
3	Q (〃)	高校	2,000			2,000	
4	R (〃)	高校	2,000			2,000	
5	S (〃)	高校	2,000			2,000	
6	I	高校	2,000	1,000		3,000	
合計			12,000	2,000		14,000	

2、次の 2019 年 1 月 10 日の報告について

この〇〇〇〇ホテルには会議室は無い。しかし、**I 氏** は大会準備委員会とし会議室利用を偽装し、計 14,000 円を架空計上していた。実際は、宿泊費用（2 名分 O 氏、I 氏）であろう。この報告書と、上の 1 の報告書は、氏名、受領印（印相）、全く同じである。

役員謝金 専門委員会(反省会) (○○○ホテル和室) 2019 (H31)1.10(木)							
	氏名	所属名	謝金	交通費	宿泊費	合計	受領印
1	O (仮名)	高校	2,000	1,000		3,000	
2	P (〃)	高校	2,000			2,000	
3	Q (〃)	高校	2,000			2,000	
4	R (〃)	高校	2,000			2,000	
5	S (〃)	高校	2,000			2,000	
6	I	高校	2,000	1,000		3,000	
合計			12,000	2,000		14,000	

反省会と称してホテルで実施している。協会内の、ジュニアの部、一般の部は、反省会は一切していない。

受領印については、第三者委員会最終報告に次の記述がある。

「テニス協会高等部には、従前から複数の印鑑が共有されていた可能性が高く、印鑑の用途は、受領印を持参していなかった参加者の報償費受領等のために用いられていたようである。もっとも、少なくとも●●氏の本件不適切会計においては、それらの印鑑が報償費架空計上のためにも用いられていた。」

会計報告の謝金 2000 円は、ほとんど虚偽であったことが判明している。

### III 大会の時役員業務をした生徒補助員に、実際は、払っていなかったことを示す証拠

生徒補助員延べ人数は 92 人、107,200 円支払ったと報告がされている。下段に、それぞれの生徒補助員に、日当として 500 円支給したと記されている。後日、第三者委員会の調査等によって、実際は、全くの不払いで、架空計上され、プールされ裏金の温床になっていたことが判明した。業務上横領罪（刑法 253 条）の証拠である。この 1 大会で、107,200 円捻出されていた。前高校委員長 I 氏は、2014 年～2023 年まで、会計も一人で担当していた。第三者委員会の報告（P 2 2）には「366 万 9726 円が許容されない支出、または不明な支出となる。」とある。また、それぞれの高校の監督受領印があるが、無断で使用されていた。他人の印鑑の無断使用は、私文書偽造罪（刑法 159 条 1 項）、詐欺罪（刑法 246 条）に問われる犯罪にあたると思われる。

報償費  
補助員謝金領収書

令和3年 2月6.7.8.9(火)  
樋口杯 テニス協会主催 (男子高等部)

番号	学校名	延べ人数	謝金	交通費	合計	受領印
1	高 校	35	17,500	10,500	28,000	
2	高 校	9	4,500	2,700	7,200	
3	高 校	10	5,000	10,000	15,000	
4	高 校	26	13,000	26,000	39,000	
5	高 校	12	6,000	12,000	18,000	
	合 計	92	46,000	61,200	107,200	
備考	男子補助員は、知覧テニスの森までの自己負担額が大きい。交通費の片道分の¥1,600を負担した。日当を¥500円とすることで経費削減を実施した。○○高校の交通費に関しては、感染症対策補助員として3年生が宿泊をしなから補助員とし手伝いをした者に対するの補助である。感染症対策に多くの補助員を動員する結果となった。					

#### IV 大会の役員業務をした監督に関する虚偽報告 (例)

受領印については、第三者委員会最終報告に次の記述がある。

「テニス協会高等部には、従前から複数の印鑑が共有されていた可能性が高く、印鑑の用途は、受領印を持参していなかった参加者の報償費受領等のために用いられていたようである。もっとも、少なくとも●●氏の本件不適切会計においては、それらの印鑑が報償費架空計上のためにも用いられていた。」

当時の執行部（当時の最高責任者は本坊輝夫会長）は、2022年10月23日に次のように回答している。「大会役員出席謝金は、半額支払、半額はプールしていた。」よって、下記の会計報告の謝金2000円は虚偽となる。

或る年の杯

報償費

役員謝金

専門委員会（反省会）（〇〇ホテル会議室）

令和 年 月 日

	氏名	所属名	謝金	交通費	宿泊費	合計	受領印
1		高校	2,000	1,000		3,000	
2		高校	2,000			2,000	
3		高校	2,000	1,000		3,000	
4		高校	2,000			2,000	
5		高校	2,000			2,000	
6		高校	2,000			2,000	
7		高校	2,000	1,000		3,000	
8		高校	2,000			2,000	
9		高校	2,000			2,000	
10		高校	2,000			2,000	
11		高校	2,000	1,000		3,000	
12		高校	2,000	1,000		3,000	
13		高校	2,000	1,000		3,000	
14		高校	2,000	1,000		3,000	
	合計		28,000	7,000		35,000	

V 今回の事件を、「事務的不備」で幕引きをしようとした県テニス協会執行部。その証拠は次の通り。

1、2022年12月22日夜、県テニス協会江籠常任理事（当時九州国体委員長、その後県テニス協会理事長）は、或る知人に、次のように話していた。（録音あり）。

「6人である日集まり話し合った。その結果、事務的不備で済ませるとなった」

2、2023年6月4日県テニス協会総会での執行部の「事務的不備」発言は、次の通り。或る人のメモに依る。

①、県テニス協会山口副理事長（会計筆頭責任者）。

「高校の部の問題ですけど、一応、山口、谷口の副理事長2人で高校の方の何回か聴き取りをした。そういう中で、まあ、一部確かに不備と思われるようなものがあった。まあ、調べて、・・・細かい部分もあったりするのですが、・・・私的流用と言うことはなくて・・・。」

注、既に「私的流用」も判明している。

②、県テニス協会O常任理事（現在、県テニス協会副理事長）。 挨拶のなかでの発言。

「一言、ご挨拶申し上げます。Oです。これまで高校の顧問としてきたけれど、今回、専門委員ということで私の方も任務に就くことになった。主に高体連に関する事務的なことにつきまして是不備等いろいろご指摘された内容がございます。」

注1、「一部会計不備」で不正を矮小化し幕引きをしてI氏を擁護した人が、権力の立場の副理事長に就任していること自体コンプライアンス上、ガバナンス上不適切である。

注2、「事務的不備」で幕引きをしようとした協会関係者は、以上のように4名が判明している。後二人は不明である。あと二人は誰かの説明が必要である。

## VI ジュニア部門の不正の証拠

ジュニア会計担当者は、役員業務をしていなかったAさんBさんに手持ちの印鑑で押印していた。偶然、この不正行為に気付いたAさんは、協会に抗議した。その結果、当時の理事長と会長は、ジュニアの担当者の不正行為の事実を認め、ジュニア会計担当者に辞任を求めた。結果として、2022年5月29日のテニス協会総会でそのジュニア会計担当者は辞任させられた。

この件について、日本テニス協会は、2023年3月27日、次のような「見解」を出している。

「印鑑不正使用の件において、県協会が当の担当者を退任させたことは前進と、当協会は捉えていること」しかし、その後も「当の担当者」は、公式大会でオフィシャル活動を続けている。

このことは、JTAの見解を無視していることになる。

県協会（最高責任者は大西会長）は、2024年12月10日文書で、この「ジュニア担当者」について次のように書いている。

① 「或るジュニア委員」(文面から推測してKさん(女性)と仮定)について  
 新規に基づき、新体制の「ジュニア委員会の委員」として正式にメンバー登録されている方です。  
 つきましては、当該委員の当協会におけるオフィシャル活動に対し、外部から指摘を受ける理由はありません。  
 規定に従いジュニア委員長が当該者を委員として選定し推薦を行い、理事長が内部書類を再確認し、  
 厳正かつ正当な評価を行い、総合的に判断した上で適正な手続きを踏まえ「委員」を委嘱しております。

現大西会長は、JTA評議員でもある。JTAの見解を無視している。

R元子 ジュニア種口杯

	1/5	1/16	1/17	1/23	1/26	1/27	1/28	前作業	後作業	通信費	
	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	4,000		5,000	18,000
	3,000		2,000	2,000		2,000					3,000
Aさん	3,000		2,000	2,000				2,000	2,000	5,000	16,000
	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000						11,000
		2,000	2,000				2,000				6,000
Bさん		2,000	2,000			2,000					6,000
		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000					10,000
	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	4,000	2,000	5,000	16,000
合計	15,000	12,000	16,000	12,000	8,000	10,000	6,000	10,000	4,000	15,000	10,000

ジュニアの不正の事実

Aさん 16000円  
Bさん 6000円

\*Aさん 16000円  
Bさん 6000円

炭見高辛

**VII 第三者委員会最終報告書を、全面的に否定した現執行部**

加覧理事長(その日は県テニス協会代表権者として出席)の、2025年1月18日、第2回三者協議での第三者委員会最終報告の不正認定の全面否定発言を協会内外に既に公表している。その発言は、次の通りである。

注 「三者協議」とは、解決を目指して、2024年11月18日、県スポーツ協会の仲立によって、次の三者「県スポーツ協会、県テニス協会、(県テニス協会をよくする会、県テニス協会の健全化を考える県民の会、県テニス協会による除名被害者の家族会)」で始まった協議。

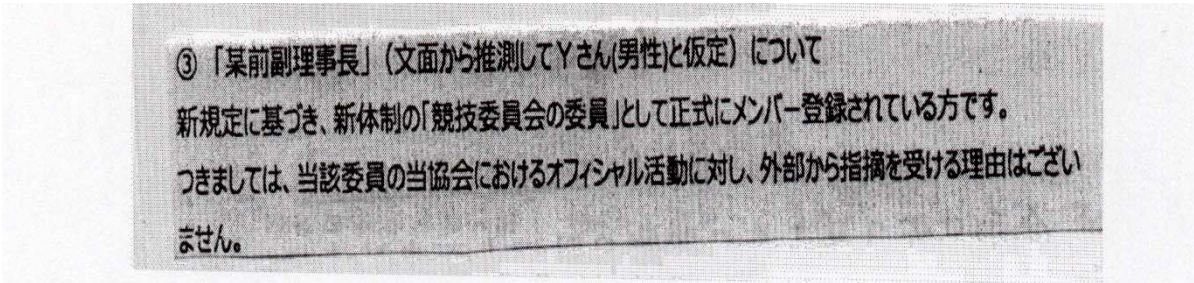
・・・また当協会が、委任した弁護士による「行為を慎まれること」に関する連絡に対し、独自の自信に満ちた断定的かつ強意見の数々は不確実な事柄等にも関わらず、文書に個人名を記載した上、個人非難の対象に据え、一方的に決めつけた先入観や批判が書かれた文書を多方面に繰り返し流布させ、制御ができない状態で暴走し続けた。

「上の問題点は次の通り」

よくする会は「証拠、証言に基づいて、不正の事実を指摘している」「第三者委員会も、よくする会の指摘は 概ね事実、と認定している」「ここに到っても、不正の事実を認めない協会執行部、いつまでも内部通報者に謝罪をせず、不正を正してきた理事数人の事実上排斥を会長、理事長、副理事長、顧問などに復帰を認めず」等の理由で、「よくする会」「県民の会」、「家族会」は、2025年4月21日、三者協議を離脱している。

#### VIII 反コンプライアンス、反ガバナンス行為をし続ける現執行部

協会内で約20年以上に渡り「見て見ぬ振りをし、一部確かに不備 などの言葉を使って、前高校委員長の不正をもみ消そうとした」前副理事長を、正式に競技役員として認めている現執行部（大西会長・最高責任者、加覧理事長）である。



③「某前副理事長」（文面から推測してYさん(男性)と仮定）について  
新規に基づき、新体制の「競技委員会の委員」として正式にメンバー登録されている方です。  
つきましては、当該委員の当協会におけるオフィシャル活動に対し、外部から指摘を受ける理由はございません。

この後常任理事会や定期総会が開かれるが、協会執行部は、I元高校委員長と山口元会計責任者にどう処分を下すのか？ I元高校委員長のみに返金を押し付けるのか？

おそらく処分しないだろう。なぜなら、大西会長、加覧理事長は、不正の加担者だから。

第三者委員会で指摘された、自分たち会長、理事長などの返金問題をどうするのか？

第三者委員会の指摘を踏み倒すのか？

某氏へ謝罪はするのか？ 某氏の現状復帰は？

不正解明に尽力した人たち3名が、会長、副会長、理事長、副理事長、顧問等への就任を認めるべきだ。